

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

1 競争入札に付する事項

- (1) 事業の名称等 令和8年度「パラスポーツ推進プロジェクト（障害児・者のスポーツライフに関する調査研究）」
- (2) 事業内容等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 委託契約締結日～令和9年3月12日（金）
- (4) 履行場所 支出負担行為担当官が指定する場所
- (5) 入札方法 落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行うので総合評価のための書類を提出すること。なお落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (3) 文部科学省競争参加資格（全省庁統一資格）において、令和8年度に「役務の提供等」のA, B, C又はD等級に格付けされている者であること。
- なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。調達ポータルを確認し、資格審査申請手続を行うこと。

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号
スポーツ庁健康スポーツ課パラスポーツ振興室
TEL 03-5253-4111 内線3938（担当：五町）
E-mail kensport@mext.go.jp
- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から上記3（1）の交付場所にて交付又は、文部科学省調達情報ウェブサイト (<https://pf.mext.go.jp/gpo3/kanpo/gposearchi.asp>) よりダウンロードして取得する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

令和8年7月16日(木) 15時00分～ オンライン形式

※説明会の参加にあたっては、事前登録が必須である。参加を希望する場合、以下の宛先に、E-mailにて、氏名、所属、役職、電話番号、メールアドレスを記入の上申請すること(申請締切:令和8年7月15日(水)12時00分)。

※登録時に入力する氏名、所属、役職、メールアドレスは、参加登録の確認のみに使用し、他の用途には使用しない。

※なお、入札にあたり、本説明会への参加は任意である。

(事前登録宛先) E-mail kensport@mext.go.jp

(4) 入札書の受領期限

令和8年8月3日(月) 14時00分(必着)

上記期限を過ぎてからの提出は一切認めない。

(5) 開札の日時及び場所

令和8年8月28日(金) 13時00分

文部科学省 入札室(中央合同庁舎第7号館東館4F)

4 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

(2) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、封緘した入札書と、総合評価のための書類及び本公告に示した業務を履行できることを証明する書類を入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し、説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他文部科学省発注工事請負等契約規則第11条第1項各号に掲げる入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、支出負担行為担当官が入札説明書で指定する必須とした項目の最低限の要求要件をすべて満たしている提案をした入札者の中から、支出負担行為担当官が入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を定める。

(6) 誓約書の提出

この一般競争に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(7) 誓約書の遵守

前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとな

ったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

(8) 経費計上及び経費処理の留意事項

本委託事業に係る経費計上及び経費処理に当たっては、委託要項・委託要領等の他、「委託事業の手引き（文部科学省委託事業実施者向け）」（<https://pf.mext.go.jp/gpo3/kanpo/gpoinde. asp>）によるものとする。

(9) 備考

上記（6）、（7）は、支出負担行為担当官が誓約書の提出を要しないと認める場合は適用しない。

(10) その他

詳細は、入札説明書による。

令和8年7月9日

支出負担行為担当官
スポーツ庁次長

浅野 敦行